

組合会報告

(理事専決処分報告、組合規約改正、令和2年度事業計画・予算他)

開催日 令和2年3月13日 於 第一東京弁護士会講堂

国民健康保険法第二十七条により、規約の改正、借入金の借入およびその方法等については組合会の議決を経て都知事の認可が必要であり、収入支出予算は組合会の議決を経て、都知事に届け出ることと定められております。

本組合では令和2年3月13日開催の組合会において、理事専決処分による規約改正等報告、組合規約改正、令和2年度事業計画、令和2年度歳入歳出予算並びに予算に関連して議決を求める事項および令和2年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画等について慎重審議、可決成立し、都知事に認可申請を行い認可を受け、所要の届出をいたしました。

理事専決処分報告

国民健康保険法第二十五条の規定により、下記事項について理事専決処分したので、同条第3項の規定により報告しました。

1. 東京都弁護士国民健康保険組合規約改正について

組合の地区を規定する第三条について、現に加入している組合員が住所を第三条に規定する地区外である市町村(栃木県小山市、山梨県大月市および福岡県北九州市)に転居したため、この市町村を規約第三条に定める地区に加える規約改正を行い認可されました(以下①)。また、新たに栃木県那須塩原市、福島県会津若松市および奈良県生駒郡安堵町に転居された組合員より順次届出があり、地区拡大の規約改正を議決、認可されました(以下②③④)。

- ・従 来：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県(取手市、土浦市、つくば市、水戸市、神栖市、牛久市、筑西市、笠間市及び守谷市)、静岡県(三島市、浜松市、静岡市、熱海市、富士市、駿東郡長泉町及び田方郡函南町)、山梨県北杜市、群馬県高崎市、愛知県(刈谷市及び名古屋市)、京都府京都市、新潟県長岡市、長野県下高井郡山ノ内町、沖縄県島尻郡与那原町、大阪府大阪市及び栃木県宇都宮市
- ・改正後：①「**栃木県小山市**」「**山梨県大月市**」「**福岡県北九州市**」を追加。また、都府県・市町村の記載順について、東京都に次いで全県対象の3県を総務省が設定する都道府県コード順に記載、次いで、一部の市町村を対象とする2府9県について同都道府県コード順及び市区町村コード順に記載順を改める(平成31年4月17日理事会議決、令和元年7月22日開催の前回組合会では認可申請中として報告、令和元年9月17日認可)
- ②「**栃木県那須塩原市**」を追加(令和元年9月20日理事会議決、同年11月27日認可)
- ③「**福島県会津若松市**」を追加(令和元年11月1日理事会議決、令和2年2月14日認可)
- ④「**奈良県生駒郡安堵町**」を追加(令和元年12月9日理事会議決、令和2年2月14日認可)

(参考)国民健康保険法第二十五条

(理事の専決処分)

- 第二十五条 組合会が成立しないとき、又はその議決すべき事項を議決しないときは、理事は都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができる。
- 2 組合会において議決すべき事項に関し臨時急施を要する場合において、組合会が成立しないとき、又は組合会を招集する暇がないときは、理事は、その議決すべき事項を処分することができる。
 - 3 前2項の規定による処分については、理事はその後最初に招集される組合会に報告しなければならない。

2. 訴訟の和解について

国民健康保険料等滞納に対する訴訟を提起した件について、和解を理事専決処分したことを報告。



組合規約改正

改正内容

保険料賦課額を規定する第十五条について、保険給付費、高齢者関係拠出金及び介護納付金の増高、国庫補助金の削減に対応して改正する。

(改正後)	(現行)
(保険料賦課額) 第十五条 組合員は、保険料として第一号並びに第二号のいずれかの額と、第三号に掲げる額との合算額を毎月組合に納付しなければならない。 一 弁護士である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者(以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課額(以下「基礎賦課額」という。) 二一,三〇〇円 ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。) 四,五〇〇円 ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額」という。) 五,三〇〇円 二 従業員である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 二一,三〇〇円 ロ 後期高齢者支援金等賦課額 四,五〇〇円 ハ 介護納付金賦課額 五,三〇〇円 三 組合員の世帯に属する被保険者については、一人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 七,〇〇〇円 ロ 後期高齢者支援金等賦課額 四,五〇〇円 ハ 介護納付金賦課額 五,三〇〇円	(保険料賦課額) 第十五条 組合員は、保険料として第一号並びに第二号のいずれかの額と、第三号に掲げる額との合算額を毎月組合に納付しなければならない。 一 弁護士である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者(以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課額(以下「基礎賦課額」という。) 一八,七〇〇円 ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。) 四,三〇〇円 ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額」という。) 五,〇〇〇円 二 従業員である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 一八,七〇〇円 ロ 後期高齢者支援金等賦課額 四,三〇〇円 ハ 介護納付金賦課額 五,〇〇〇円 三 組合員の世帯に属する被保険者については、一人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 七,二〇〇円 ロ 後期高齢者支援金等賦課額 四,三〇〇円 ハ 介護納付金賦課額 五,〇〇〇円

附則(令和二年三月十三日)

- この規約は令和二年四月一日から施行する。
- この規約による改正後の第十五条の規定は、令和2年度以後の国民健康保険料について適用し、令和元年度以前の国民健康保険料については、なお従前の例による。

令和2年度 事業計画

1. 基本方針

平成27年5月、『持続可能な社会保障制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律』が可決成立し、被保険者の所得水準の高い国民健康保険組合に対する保険給付費、高齢者関係拠出金及び介護納付金(以下「医療費等」)への定率補助が見直されました。東京都弁護士国民健康保険組合(以下「弁護士国保」)については、従来32%の補助率が平成28年度から5年間かけて毎年3.8%削減され、令和2年度には13%まで段階的に削減されるという大変厳しい内容でした。

令和2年度弁護士国保の国民健康保険料額(以下「保険料」)については、令和元年度の医療費等の大幅な増加、特に被保険者が受診した医療費支払である「療養の給付・高額療養費」が例年でない激しい上昇、併せて令和2年度が国庫補助金の定率補助削減の最終年度となり、補助率は13%に削減されることから、従来からの繰越金を活用しながらも、大幅な保険料の増額改定を行わざるを得ない状況です。

保険料改定額(基礎賦課額+後期高齢者支援金等賦課額の合計)は、組合員のみ月額2,800円増額し、家族分は据え置きます。これは家族加入世帯の負担緩和と市町村国保に加入した場合の賦課限度額とのバランスを考

慮したものです。組合員のみで世帯では前年度対比負担増率が高くなりますが、ご理解ご了承のお願いする次第です。また、40歳から64歳の加入者に賦課される介護納付金賦課額についても介護納付金の増高及び国庫補助削減に対応して月額300円増の改定をせざるを得ない状況です。

なお、都道府県・区市町村の運営する国民健康保険の保険料は、令和2年度賦課限度額が99万円（基礎賦課額63万円、後期高齢者支援金等賦課額19万円、介護納付金賦課額17万円）となり、基礎賦課額が2万円増、介護納付金賦課額が1万円増の前年度対比計3万円増。被用者の加入する協会けんぽの令和2年度保険料率（東京都・予定）は給与・賞与等の9.87%（0.03%減）、介護第2号被保険者は+1.79%（0.06%増）、標準報酬月額上限は139万円が予定されております。

弁護士国保を取り巻く情勢は、法改正による国庫補助削減により大変厳しい状況ではありますが、今後とも、ご加入いただいている組合員及びご家族の負託に応え、公的医療保険者として、適正、効率的な事業運営に徹して、本組合の基盤を強固なものにしてまいり所存であります。組合員の皆様のなご一層のご理解ご協力をお願いする次第です。

2. 被保険者数

組合員	18,496名（令和元年度見込対比1.0%増見込）	計 被保険者数 36,017名
家族	17,521名（令和元年度見込対比1.0%増見込）	

● 給付割合別被保険者数



介護保険第2号被保険者（40歳～64歳の被保険者）	14,277名
組合特定被保険者（医療費に対する国庫補助が旧政府管掌健康保険並となる被保険者）	2,939名

3. 国民健康保険料

保険給付費、高齢者関係拠出金および介護納付金の増高、国庫補助金の削減に対応し、基礎賦課額は組合員基礎賦課額月額2,600円増、家族200円減、後期高齢者支援金等賦課額は組合員家族ともに月額200円増額、40歳から64歳の被保険者に賦課される介護納付金賦課額は300円増額とする。

令和2年度国民健康保険料

- 介護納付金賦課被保険者（40歳から64歳の被保険者）でない組合員および家族
（①と②の合算額、組合員は月額2,800円増、家族は据え置き）

組合員 月額25,800円 家族一人につき 月額11,500円

①基礎賦課額	組合員	月額 21,300円
	家族一人につき	月額 7,000円
②後期高齢者支援金等賦課額	組合員・家族ともに一人につき	月額 4,500円

- 介護納付金賦課被保険者（40歳から64歳の被保険者）である組合員および家族
（①、②及び③の合算額、組合員は月額3,100円増、家族は300円増）

組合員 月額31,100円 家族一人につき 月額16,800円

①基礎賦課額	組合員	月額 21,300円
	家族一人につき	月額 7,000円
②後期高齢者支援金等賦課額	組合員・家族ともに一人につき	月額 4,500円
③介護納付金賦課額	組合員・家族ともに一人につき	月額 5,300円

4. 保険給付

被保険者の疾病及び負傷について、次の療養の給付を行う(国保法第三十六条第1項)

- ①診療
- ②薬剤又は治療材料の支給
- ③処置、手術その他の治療
- ④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

5. 出産育児一時金・葬祭費

- ①出産育児一時金 404,000円
(ただし、産科医療補償制度加入機関での出産の場合は、420,000円)
- ②葬祭費 70,000円

6. 運営

- ①組合会 通常組合会1回 臨時組合会1回
- ②理事会 必要の都度随時開催、その他小委員会随時開催
- ③監事監査 月次監査12回、年次監査1回

7. 法令遵守(コンプライアンス)体制の整備

平成23年4月より法令遵守(コンプライアンス)担当理事を定め、理事長を補佐し、法令遵守(コンプライアンス)に関する組合業務を行っており、法令遵守(コンプライアンス)体制の令和2年度実践計画を策定し、組合会の承認を得て実行する。

8. 保健事業

- ①40歳から74歳の被保険者に実施する特定健康診査、特定保健指導の実施
- ②東京三弁護士会と共催の生活習慣病健診(春季)の実施(併せて、郵便による大腸がん検診の実施)
- ③東京三弁護士会と共催の一般健康診断(秋季)の実施
- ④女性のための子宮がん・乳がん検診等の実施
「こころとからだの元気プラザ」においては通年(令和2年度は4月13日から開始予定)、各地域での医療機関での受診となる「ネットワーク受診」については、4月初旬から翌年3月末まで(一部医療機関は実施不可期間あり)。
- ⑤人間ドック・脳ドックのあっせん
人間ドック4機関、脳ドック1機関をあっせん。通常料金より割引料金にて受診。
- ⑥人間ドック・ネットワーク受診
地域の契約された医療機関で受診できるネットワーク受診(当組合の地区の範囲内に約1,500機関)の実施。
期間は、医療機関確定(5月中旬頃)より翌年2月末まで。
- ⑦メンタルヘルスカウンセリング
メンタルヘルスカウンセリング(面接・電話・web)の実施。
- ⑧歯科医師による歯科カウンセリング(相談)の実施(年間10回)
- ⑨医療費通知の実施(年間版を令和3年2月送付、柔道整復師分は年度2回、2ヵ月分を送付)
- ⑩後発医薬品(ジェネリック医薬品)差額通知の実施(年間2回)
- ⑪柔道整復療養費の患者調査
多部位負傷、長期継続および頻回傾向の施術の申請書について患者調査を行う。(毎月)
- ⑫出産祝品の贈呈
- ⑬無受診世帯の表彰
- ⑭「東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム」による利用補助事業
- ⑮スポーツクラブの紹介
- ⑯データヘルス計画に基づく事業の実施
- ⑰ネットワーク受診による「歯科健診」

9. 事務の合理化・システム改修およびレセプト資格確認・内容点検

コンピュータを活用し事務合理化を図り、制度改正およびマイナンバー制度等により複雑化する国保事務についての的確に対応する。なお、令和2年度は、令和3年3月開始予定のマイナンバーを活用したオンライン資格確認開始のため、被保険者証の様式に「枝番(個人を識別する2桁の番号)」の記載欄を設け管理・登録等対応するシステム改修等が必要とのことで厚生労働省より通知されている。また、当組合電算システム機能強化等のシステム改修を必要に応じて行う。

レセプト点検については、次のとおり、資格確認の確実な実施、内容点検を強化し、医療費の適正化に努める。

- ①レセプトの資格確認の確実な実施および内容点検を強化し実施
- ②レセプト点検の委託による財政効果の向上および職員の研修会等への参加

10. 「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」への対応

「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」が順次開始(平成27年10月より国民への個人番号通知開始、平成28年1月からの利用開始、平成29年7月より医療保険者との情報連携開始、平成30年7月より地方税情報連携開始)されたことに対応して、被保険者の個人番号情報の取得・管理等の事務を引き続き的確、適切に対応する。なお、令和3年度より新たに付番される「枝番(個人を識別する2桁の番号)」の記載欄を設け管理・登録等対応するためのシステム改修に的確に対応する。

11. 趣旨普及、広報活動の積極的展開

- ①組合報の発行
- ②制度改正、令和3年度予算・保険料等についての広報
- ③口座振替推進の広報
- ④歯科カウンセリングの広報
- ⑤介護第2号被保険者対象者(40歳到達者)への保険料の広報
- ⑥新規後期高齢者到達者への広報
- ⑦ホームページの安定的運用、最新情報等の随時提供
- ⑧被保険者証裏面に臓器提供意思表示欄が設けられたことについて、新規加入者にリーフレットを配布
- ⑨ジェネリック医薬品希望シールを保険証一括更新時に全組合員に、新規加入者には保険証発送時に配布

12. 組合員の資格確認

令和元年度に実施した「法律事務所に勤務する者」の組合員資格確認調査について、必要に応じ調査を継続する。

令和2年度 歳入歳出予算並びに予算に関連して議決を求める事項

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12,218,321千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの区分は、「第1表歳入歳出予算」による。

(借入金)

- 第2条 国民健康保険法第二十七条第1項第二号の規定による借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法は「第2表借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法」による。

(規約による議決事項)

- 第3条 組合同約第二十九条に規定する組合会の議決を経なければならないと定めた事項のうち、予算に関連する事項は、「第3表規約第二十九条第1項に規定する(特別積立金の繰替使用)事項」による。

(歳入歳出予算の流用)

- 第4条 歳出予算の同一款内での各項の金額の流用できる場合は次のとおりとする。
- 保険給付費に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(第1表) 令和2年度歳入歳出予算表

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減
1 保険料	1 保険料	9,017,014	8,188,474	828,540
2 国庫支出金		1,499,265	1,791,533	▲292,268
	1 国庫負担金	23,256	22,321	935
	2 国庫補助金	1,476,009	1,769,212	▲293,203
3 都支出金	1 都補助金	168,715	168,239	476
4 共同事業交付金	1 共同事業交付金	232,597	198,215	34,382
5 財産収入	1 財産運用収入	794	1,580	▲786
6 寄附金	1 寄附金	1	1	0
7 繰入金		3	3	0
	1 準備金繰入金	1	1	0
	2 特別積立金繰入金	1	1	0
	3 退職積立金繰入金	1	1	0
8 繰越金	1 繰越金	1,286,618	1,504,462	▲217,844
9 諸収入		13,314	12,814	500
	1 加算金延滞金及過怠金	3	3	0
	2 預金利子	500	500	0
	3 雑入	12,811	12,311	500
歳入合計		12,218,321	11,865,321	353,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減
1 組合会費	1 組合会費	1,820	1,900	▲80
2 総務費		263,513	275,919	▲12,406
	1 総務管理費	263,513	271,519	▲8,006
	2 選挙費(科目廃止)	0	4,400	▲4,400
3 保険給付費		6,509,491	6,043,199	466,292
	1 療養諸費	5,913,875	5,485,859	428,016
	2 高額療養費	360,500	300,500	60,000
	3 移送費	500	500	0
	4 出産育児諸費	231,116	252,140	▲21,024
	5 葬祭諸費	3,500	4,200	▲700
4 後期高齢者支援金等	1 後期高齢者支援金等	2,193,990	2,147,333	46,657
5 前期高齢者納付金等	1 前期高齢者納付金等	1,269,751	1,259,131	10,620
6 介護納付金	1 介護納付金	1,021,486	969,055	52,431
7 共同事業拠出金等	1 共同事業拠出金	233,471	199,713	33,758
8 保健事業費		169,845	169,649	196
	1 特定健康診査等事業費	68,859	73,713	▲4,854
	2 保健事業費	100,986	95,936	5,050
9 積立金	1 積立金	794	1,580	▲786
10 組合債費	1 組合債費	1	1	0
11 諸支出金		8,102	8,102	0
	1 償還金及利息	8,001	8,001	0
	2 延滞金	1	1	0
	3 諸支出金	100	100	0
12 予備費	1 予備費	546,057	789,739	▲243,682
歳出合計		12,218,321	11,865,321	353,000

（第2表）借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

借入金の種類	一時借入金
借入金の目的	保険給付費の支払い財源の不足のとき
借入方法及び借入先	約定による融資、普通銀行
借入期間	当該会計年度内
借入金額	500,000千円
借入利率	普通銀行利率
償還方法	国及び都支出金及び保険料の納入を受けた中から償還する。

（第3表）規約第二十九条第1項に規定する特別積立金の繰替使用

事 項	特別積立金の繰替使用
使用の時期	保険給付費の支払い財源の不足したとき
戻入の時期	当該会計年度内
使用の理由	保険給付費の支払い財源の不足
使用限度額	300,000千円

令和2年度 法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画

東京都弁護士国民健康保険組合法令遵守体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和2年度の実践計画を次のとおり策定。

1. 冊子の作成

役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅した冊子を作成し、この冊子を全ての役職員に配布する。

2. 法令遵守に関する指導・研修

- ①不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。
- ②組合報・ホームページにより法令遵守の周知を行う。
- ③役職員を対象とした法令遵守を徹底するための研修を実施する。

3. 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一業務に従事させないよう、人事ローテーションを実施するとともに、財務規程に基づく業務は、複数の職員により執行させるものとする。

4. 法令遵守関連情報の組織的な把握等

- ①役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は、速やかに法令遵守担当理事に報告するとともに適切に対応することとする。
- ②役職員が把握した、組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事に速やかに報告するものとする。
- ③法令遵守担当理事は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員もしくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告するものとする。
- ④理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

5. 不祥事故への対応体制

- ①役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。
- ②法令遵守担当理事は、報告を受けた事項について、調査の上、理事会に報告するものとする。
- ③理事長は、法令等に従い、東京都への報告等適切な措置を速やかにとるものとする。

6. 雑 則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

当組合国民健康保険料滞納者に対し、国民健康保険料等の支払請求訴訟を提起する件

国民健康保険料滞納者の元組合員3名に滞納国民健康保険料、督促手数料、延滞金の支払を求める訴訟を提起することを議決しました。